

富田林市教育委員会規則第 号

富田林市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

富田林市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和50年富田林市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表中

「

生涯学習部		生涯学習課	社会教育係、青少年係、 スポーツ振興係
-------	--	-------	------------------------

」

を

「

生涯学習部		生涯学習課	社会教育管理係、社会教育事業係、 スポーツ振興係
-------	--	-------	-----------------------------

」

に改める。

第7条生涯学習部生涯学習課青少年係の項第2号中「きらめき創造館」を「富田林市きらめき創造館の事業」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 社会教育関係団体との連絡調整及び育成指導に関すること。

第7条生涯学習部生涯学習課青少年係の項に次の1号を加える。

(4) 富田林市きらめき創造館運営協議会に関すること。

第7条生涯学習部生涯学習課青少年係の項を第7条生涯学習部生涯学習課社会教育事業係の項とする。

第7条社会教育係の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第10号までを2号ずつ繰り上げ、同項に次の2号を加える。

(9) 富田林市きらめき創造館の管理に関すること。

(10) 部及び課の総合的な調整に関すること。

第7条社会教育係の項を第7条社会教育管理係の項とする。

附 則

この規則は、令和元年6月1日から施行する。

富田林市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和50年富田林市教育委員会規則第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(部、室、課及び係の設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>【別記 参照】</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(前略)</p> <p><u>生涯学習部</u></p> <p><u>生涯学習課</u></p> <p><u>青少年係</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>きらめき創造館</u> に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) <u>部及び課の総合的な調整に関する</u><u>こと。</u></p> <p><u>社会教育係</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>社会教育関係団体との連絡調整及び育成指導に関する</u><u>こと。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6)～(10) (略)</p>	<p>(部、室、課及び係の設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>【別記 参照】</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(前略)</p> <p><u>生涯学習部</u></p> <p><u>生涯学習課</u></p> <p><u>社会教育事業係</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>富田林市きらめき創造館の事業に関する</u><u>こと。</u></p> <p>(3) <u>社会教育関係団体との連絡調整及び育成指導に関する</u><u>こと。</u></p> <p>(4) <u>富田林市きらめき創造館運営協議会に関する</u><u>こと。</u></p> <p><u>社会教育管理係</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>富田林市きらめき創造館の管理に関する</u><u>こと。</u></p>

スポーツ振興係 (略) (後略)	<u>(11) 部及び課の総合的な調整に関すること。</u> スポーツ振興係 (略) (後略)
---------------------	---

【別記】

現行

部	室	課	係
(中略)			
生涯学習部		生涯学習課	社会教育係、青少年係、スポーツ振興係
(後略)			

改正後 (案)

部	室	課	係
(中略)			
生涯学習部		生涯学習課	社会教育管理係、社会教育事業係、スポーツ振興係
(後略)			